

映像設備管理運営規則

第1条 使用目的

- (1) 自治会活動における行事及び会員相互の親善と融和を図ることを目的とする。
- (2) 営利目的や宗教及び政治活動を目的に使用することはできない。

第2条 使用団体

- (1) 自治会が主催する映画鑑賞会及びその他の行事の場合
- (2) 西柴団地福祉サービス、西柴団地福寿会及び生涯学習西柴が企画する行事の場合
- (3) 上記(2)以外の西柴団地内の団体からの申し込みで教育、教養、健康あるいはその団体の活動に資するために使用する場合
- (4) 西柴学童保育など西柴団地内に活動の拠点がある外部団体からの申し込みの場合

第3条 申込み方法

- (1) 使用する時間帯に自治会館が予約できることを確認の上、映像設備の使用申込み用紙に必要事項を記入し自治会事務に申し込む。
- (2) 予約の優先順位は第2条の(1)、(2)、(3)、(4)の順とする。

第4条 使用時間

- (1) 月曜から土曜の午前10時～午後7時とする。
- (2) 自治会主催の場合は日曜日も使用可能とする。

第5条 映画会開催の広報

映画会を開催する場合は、自治会便りや各団体の広報誌で広く団地住民に知らせることを原則とする。

第6条 映像設備の操作

操作責任者を決め、操作手順書をよく読み正しい手順で使用する。操作中、作動不良になった場合は事務員に連絡すること。

平成23年10月15日制定